

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	感染症の病原体に汚染された場所の消毒
概要	市長は、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、当該感染症の患者がいる、またはいた場所等について、その場所を管理する者または代理者に対し消毒することを命じることができます。 また、当該場所を管理する者に消毒させることが困難なときは、市町村にて消毒を行い、その消毒にかかった費用は管理者等から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第27条、第63条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第14条
処分基準	<p>処分基準 市長が一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 当該感染症の患者がいる場所またはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所またはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所について、当該患者若しくはその保護者またはその場所の管理をする者もしくはその代理をする者</p> <p>具体的処分 当該場所の消毒</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。